2016
1月
No.27
PYXIS
ピクシス
発刊者　協同組合　阪神商工共済会
尼崎市東難波町５丁目21-7
TEL　06-6481-3131

新年のご挨拶

協同組合阪神商工共済会
理事長　笹部　藤和

明けましておめでとうございます。

今年は稀にみる穏やかな天候に恵まれ、会員の皆様方におかれましては、晴れやかに過ごされたことと存じます。

今年は、この年末年始のように穏やかに経済成長が続き、生産性の向上によって利潤の獲得と内需・消費の拡大を進めるよい年であってほしいと願いたいところです。

国境を越えた経済の一体化が進展しているこの時代が過去の経験で処理出来ない難しい時代であるからこそ、会員の皆様方はこの会に対する期待は大きく、共済会の職員に対し、指導や問題点の一層の力を発揮されることを期待されています。

会員の皆様から頂いている会費には、こんな意味が含まれていることを改めて認識して頂きたい。

さて、おめでたい年の初めに難しい話をあえてすることをお許し頂いて、この共済会の長い歴史のなかで、地域社会と密着して過ごしてきて、この長い歴史の時間には、国・県・市に対する諸行政の問題提議や意見書を提出、市民あげての反対運動等積極的に実施してまいりました。

今から申し上げるのは、会員の皆様の故郷であるこの尼崎がひどい状態にあると言うことです。

尼崎市が先の戦中戦後異常な膨張を遂げ、そのつけと言えるこの問題に自治体はどう対処するのか、市報など読んでも示されていません。市民が立ち上がり声を出す時期に来ているのではないかと思う次第です。

ここに市議会である議員が質問された内容をお借りしてお伝えします。

「尼崎市民の所得は他都市と比較して低いのはご承知の通りですが、平成二十一年度の要保護・準要保護児童生徒数の援助率は全国で十四・五％、兵庫県では十六・七％、この町尼崎では二十六・二％と段違いに高い状態です。

日本財団は、先に子供の貧困対策をしなければ平成二十五年で、十五歳の子供の生涯所得の合計が二・九兆円少なくなり、税金などの将来国の収入も一・一兆円減少する」と言う結果を出し警告されました。

こんな問題の解決の一つの指針として、二百五十年も昔の話ですが、東北地方の米沢藩主であった上杉鷹山の藩の財政再建やまちづくりについてなどを事例として考えて行き、わが町でも、それぞれが痛みを分かち合うことなど、施策が待たれる今日この頃であります。

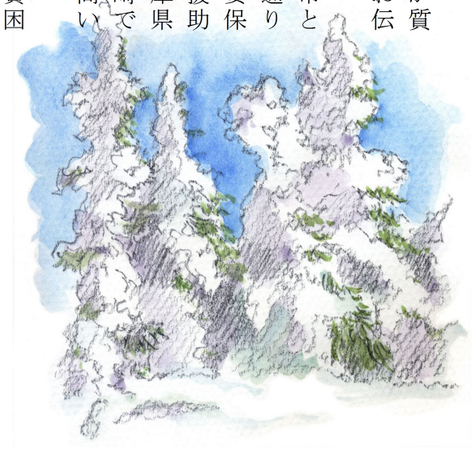

相続税の税制改正

平成27年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税が改正されました。

この改正により遺産に係る基礎控除が引き下げられました。

改正前		改正後
5,000万円+ （1,000万円×法定相続人の数）	⇨	3,000万円+ （600万円×法定相続人の数）

遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格（※1））の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円と600万円に法定相続人の数（※2）を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地をする所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1「各人の課税価格」

各人の課税価格 ＝（相続又は遺贈によって取得した財産の価額 ＋ 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額 － 債務・葬式費用の金額）＋ 相続開始前3年以内に被相続人から取得した暦年課税適用財産の価額

※2「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、被相続人に実子がない場合は2人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算」

例　法定相続人が、配偶者と子2人の場合
3,000万円＋（600万円×3人）＝4,800万円（遺産に係る基礎控除額）

相続税の税率構造

各法定相続人の取得金額	改正前 税率	改正後 税率
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超　～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超　～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超　～　1億円以下	30%	30%
1億円超　～　2億円以下	40%	40%
2億円超　～　3億円以下		45%
3億円超　～　6億円以下	50%	50%
6億円超　～		55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

東方見聞録

大伸塗工株式会社

代表取締役　大成　一正

大伸塗工株式会社は、昭和四十三年四月に大成塗工として父の大成　武（現会長）が創業し、昭和五十八年五月に大伸塗工株式会社と法人に改組し現在に至っております。早いもので、今年創業四十九年を迎えます。

営業内容は、建築業者からの塗装、防水事業の請負や、個人や不動産業者からの住宅、マンション等の塗装、防水事業をしております。

塗装、防水事業の業界は、高度経済成長期は、大伸塗工株式会社の職人と外注の職人を入れて十数人かかえ、日々仕事に追われる毎日であったそうです。

しかしながら、バブル崩壊後、国や行政と建築業者との癒着、談合事件など社会的問題に発展、それ以来仕事が激減し、優秀な技術を有する職人も減ってきました。

このような時期にこそ弊社では、全員で経験と知識と培った技術を礎に、信頼される塗装業の匠の集団を目指すことを意識づけ、「発注者の期待以上の仕上がりを目指す事をモットーに仕事に取り組み、十年～十五年後に「あの塗装屋さんで」と思って頂ける様丁寧に頑張ってまいりました。

お陰様で、現在はリピートのお客様もたくさん増え、仕事ぶりを見て「やっぱり頼んで良かったよ」と言って頂き、その時は疲れも吹っ飛びます。

また建築業者さんからは、「いろんな条件の案件でも、大伸さんなら何とかしてくれる」「大伸やったら、安心して任せられる」と仕事の丁寧さと技術を評価して頂き信頼関係を築いてまいりました。

現在四人程の職人で一軒一軒丁寧な仕事をして、お客様に喜んで頂けるよう頑張っております。

塗装や防水関係でお困りの方は、いつでもお気軽にご相談下さい。

大阪市西淀川区出来島
2丁目8-22
06-6472-2645

司法書士のちょっとだけ法律

「ATMでの銀行振込と法律」

みなさん、こんにちは、司法書士の﨑山です。さて、今回は、「ATMでの銀行振込」のお話です。

我々が何気なく使っているATMでの銀行振り込みについて、考えさせられる機会がありましたので、みなさんにも知って頂きたく本稿のテーマにしました。

事　例

「ATMでお金を誤って振込み」

あなたがATMを使って相手方の口座番号を誤って入力してしまい、全く知らない第三者の口座へ振り込みをしてしまった場合、誰が責任をもって返金してくれるのでしょうか？

銀行の対応は？

銀行は、あなたの注文（操作）どおりの口座へ金額を入金していますので責任をとってくれません。住所など第三者の情報も個人情報保護の都合上、あなたに教えてくれません。

銀行は、親切という名目で第三者へあなたの誤振込みの事情を連絡してくれるかもしれませんが、取り返してくれることはありません。

第三者の責任は？

法律的に当てはめて考えると第三者は、不当な利得を得ているのであなたの請求に応じて返還する義務があります。しかし、あなたは、第三者に請求しようにも住所と名前（カタカナ以外）が不明なので請求書も送れません。

住所などを調べる方法は？

弁護士、司法書士は、私の知る限り調べる方法がありません。唯一は、警察が捜査権を行使して、という方法ですが「犯罪性」が必要です。

と言う訳であなたは、「返金してもらえる権利」があるのに実現が難しい現実を知ることになります。

くれぐれも、ATMの操作は慎重に！！

L&P司法書士法人
大阪市北区梅田2-5-4
06-6455-0171
神戸市中央区明石町48
078-325-8888

お知らせ

「小規模共制度改正」

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度です。

いわば「経営者の退職金制度」といえます。

平成28年4月より、高齢化の進展により多くの経営者が引退期を迎えることから、経営者の引退後の生活の安定を図り、事業を次世代に円滑に承継できる環境を整えるため、共済事由が見直されます。共済事由の見直しによって、受け取れる共済金額が増加するとともに、共済金を分割して受け取る方法も選べるようになります。

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。